

徳島県告示第344号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年徳島県条例第72号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定に基づき、知事指定薬物の指定の効力が失われたので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和8年6月27日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 知事指定薬物の名称等

- (1) 化学名 2- { 2- [(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル } -N, N-ジエチルエタン-1-アミン (通称 M e t h y l e n e d i o x y n i t a z e n e) 及びその塩類
- (2) 化学名 2- { [4- (2-フルオロエトキシ) フェニル] メチル } -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール (通称 F l u e t o n i t a z e p y n e、N-p y r r o l i d i n o - f l u e t o n i t a z e n e) 及びその塩類
- (3) 化学名 N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プロパン-2-アミン (通称 5-M e O - N i P T) 及びその塩類

2 効力が失われた理由

1に掲げる知事指定薬物は、条例第2条第5号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 効力が失われた日

令和8年6月27日